

香川県条例第60号

香川県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）<u>第21条第4項の規定に基づき、香川県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(委員の定数等)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、<u>4人以内とする。</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）<u>第21条第6項の規定に基づき、香川県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(委員の定数等)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。